

川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項

1 事業の目的

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和8年度の同事業の実施に際して、実施事業者の決定等について必要な事項を定めるものです。

2 募集事業者（事業主体）

令和8年4月に本事業を開始する事業者で、川崎市内において、次に掲げる施設を1年以上（令和8年4月1日時点）運営している法人、任意団体、又は個人を対象とします。

- (1) 認可保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- (5) 地域子育て支援拠点
- (6) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- (7) その他市長が適当と認める施設

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児

(2) 実施場所

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等

(3) 利用方法

こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

※ 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能です。

4 募集地域

川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

※ 今回の募集では市内全域で実施施設の募集をいたしますが、応募した施設が特定の地域に集中した場合、川崎市子ども・子育て支援事業計画で定める必要利用定員数を踏まえ、需給調整を実施する場合がございます。

5 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

(1) 一般型（在園児合同）

保育所等の定員と関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

(2) 一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

(3) 余裕活用型

保育所等の合計利用定員及び0～2歳児定員が上限に達していない場合に、その定員の範囲内で受入を行います。

※ ただし、余裕活用型は「2 募集事業者」のうち（1）（3）（4）に掲げる施設のみ実施可能です。

6 実施方法ごとの施設基準・職員配置について

実施方法	施設基準	職員配置
一般型 (在園児合同及び 専用室独立実施)	<ul style="list-style-type: none">・0歳児・1歳児乳児室又はほふく室：3. 3 m²／人・2歳児保育室又は遊戯室：1. 9 8 m²／人 <p>その他、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第22条を参照。</p>	<p>配置基準</p> <p>0歳児 3人につき1人</p> <p>1・2歳児 6人につき1人</p> <p>上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を1／2以上とすること。当該保育従事者の数は2名を下回ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができます。※2</p>
余裕活用型	施設類型ごとに定める基準条例による。	施設ごとの配置基準により、在園することも、当事業を利用することもを合わせた人数に応じ算出した職員数

※1 職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。

また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

7 公定価格と主な変更点

別紙1「こども誰でも通園制度の公定価格について」参照

※ 新設された加算を含め、加算の詳細が示されておらず、利用料減免の取り扱いも国が整理の上追ってお知らせすることとしておりますので、本市でも詳細は国の取り扱いを確認したうえでお知らせいたします。

※ 既存の補助についての変更点は以下のとおりです。

補助項目	補助要件	変更点	補助基準額（変更後）
児童受入分 ^{※2}	対象となるこどもを受け入れた場合（こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価） ^{※2}	単価の見直し	対象児童 一人 1時間につき 0歳児：1,700円 1歳児：1,400円 2歳児：1,400円
障害児加算	障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に児童受入分に加算	単価の見直し	対象児童 一人 1時間につき 600円
要支援家庭のこども加算	要支援家庭を受け入れた場合に加算	単価の見直し	対象児童 一人 1時間につき 600円
生活困窮家庭等負担軽減加算（利用料減免）	利用者負担を減免した場合 ^{※3}	名称変更	対象児童 一人 1時間につき 300円（上限）
賃借料加算	令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る	単価の見直し	1時間につき 200円

※2 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、単価、加算及び利用料減免分の補助項目の補助基準額について、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出します。

※3 利用料減免は令和7年度の制度を基に記載しております。

生活困窮家庭等負担軽減加算（利用料減免）

上記に記載のとおり、令和8年度以降の詳細については、国が整理の上追ってお示しする予定としておりますが、参考として別紙2に令和7年度の減免額等（実施要綱抜粋）を添付いたします。

8 利用料金^{※4}

- (1) 利用料金は一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。
- (2) 生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行う予定です。
- (3) 利用料金に加え、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、実施事業者が定めた金額を施設で徴収します。

※4 利用料についても、利用料の標準を300円としつつ、令和8年度以降の取扱いについては整理の上追ってお示しする予定となっております。

9 実施期間

令和8年4月1日～

※ 今回の募集は令和8年4月から事業を実施いただく事業者を募集するものですが、実施事業者の選定後に認可手続の進捗が著しく遅延する場合は事業開始を5月以降とさせていただく場合がございますので、予め御了承ください。

10 必要書類及び応募期限

別紙3「乳児等通園支援事業の新規募集申請及び認可・確認申請書類一覧」参照

応募期限 令和8年2月6日（金）

※ 別紙のとおり、提出締切日については、後日提出欄に印のないものは2月6日（金）とし、「○」の記載があるものについては、2月27日（金）日とします。

11 事前協議申込方法

書類を直接提出、又は以下のURLから電子申請により御提出ください。
電子申請でのお申込みであっても、必要に応じて、お越しの際は確認させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

<URL>

<https://lpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/bac96fd6-3a2f-492a-b396-6918436df9f2/start>

12 スケジュール

募集開始・質問開始	令和8年1月23日（金）
質問締切	令和8年1月30日（金）
質問回答	令和8年2月4日（水）※予定
募集締切	令和8年2月6日（金）
審査完了・実施事業者決定	令和8年2月27日（金）※予定
認可・確認申請書類提出期限	令和8年2月27日（金）
事業開始	令和8年4月1日（水）

13 質問の受付

以下の質問受付用フォームに質問内容を御入力ください。

<URL>

<https://logoform.jp/form/FUQz/1413665>

受付期間：令和8年1月23日（金）から1月30日（金）まで

※回答内容は本市ホームページに掲載します。

14 実施事業者の審査方法・結果

本市に事前協議にかかる審査委員会を設置し、御提出いただいた事業申込書や事業計画書等を基に、書面による審査を行います。

審査にあたっては、令和8年度以降は、本市条例及び「乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年2月26日こ成保発第154号）等に基づき認可・確認基準を確認し、実施事業者を選定いたします。

なお、実施の可否については、追って文書等により通知します。

※ 認可・確認基準のほか、直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないことを要件としています。

15 その他留意事項

- (1) 川崎市児童福祉審議会等において調査審議した上で認可及び確認をお行います。本事業の実施事業者に選定された場合であっても、認可及び確認を確約するものではありません。
- (2) 申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とします。
- (3) 審査後に、必要に応じて川崎市と協議を行い、事業計画書の内容を調整する場合があります。
- (4) 事業計画書については、実施事業者が責任をもって履行できる内容としてください。
- (5) 本事業の業務の全部を第3者に委託することは禁止します。
- (6) 令和8年1月から国が開発した予約管理機能やデータ管理機能等を有する『総合支援システム』の利用を開始しておりますので、令和8年度以降の事業を実施するにあたり、システムの利用を必須とします。
- (7) その他、本募集要項に定めのない事項については、川崎市において定めます。

16 お問合せ・申込先

(認可保育所)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

e-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp

(地域型保育事業、認可外保育施設)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

電話 044-200-3128 FAX 044-200-1519

e-mail 45hoiku2@city.kawasaki.jp

(幼稚園・認定こども園)

川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話 044-200-3179 FAX 044-200-3533

e-mail 45youji@city.kawasaki.jp

(地域子育て支援拠点)

川崎市こども未来局保育・子育て推進部

電話 044-200-3414 FAX 044-200-1517

e-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階